

2019年度町田市教育委員会

第6回定例会会議録

1、開催日 2019年9月18日

2、開催場所 第三、四、五会議室

3、出席者 教 育 長 坂 本 修 一  
委 員 後 藤 良 秀  
委 員 森 山 賢 一  
委 員 八 並 清 子  
委 員 坂 上 圭 子

4、署名委員 教育長

\_\_\_\_\_  
委 員  
\_\_\_\_\_

5、出席事務局職員 学校教育部長 北 澤 英 明  
生涯学習部長 中 村 哲 也  
教育総務課長 田 中 隆 志  
教育総務課担当課長 是 安 智 彦  
教育総務課担当課長 谷 勇 児  
(学校運営支援担当)  
施設課長 浅 沼 猛 夫  
施設課学校用務担当課長 小 宮 寛 幸  
学務課長 峰 岸 学  
学務課担当課長 中 溝 智 章  
保健給食課長 有 田 宏 治  
保健給食課担当課長 武 藤 正 道  
指導室長 金 木 圭 一  
(兼) 指導課長  
指導課担当課長 野 田 留 美

指導課統括指導主事	宇野賢悟
教育センター所長	林啓
教育センター統括指導主事	辻和夫
生涯学習部次長	佐藤浩子
(兼)生涯学習総務課長	
生涯学習総務課担当課長	貴志高陽
(兼)文化財係長	
生涯学習センター長	塩田一人
図書館長	近藤裕一
図書館市民文学館担当課長	中嶋真
(町田市民文学館長)	
図書館副館長	江波戸恵子
図書館担当課長	竹川裕之
書記	大河内和歌子
書記	中野亮介
書記	瓜田円
速記士	帯刀道代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

## 6、提出議案及び結果

議案第23号 第4期町田市生涯学習審議会委員の委嘱及び解任について 原案可決

## 7、傍聴者数 3名

## 8、議事の概要

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は八並委員です。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず私から1点報告をさせていただきます。

きます。

8月31日(土)でございますが、国際版画美術館におきまして、町田市美術協会主催のアートコンテスト町田市展というものが開催されまして、授賞式がございました。この賞の中には、市長賞ですとか、教育長賞という賞が設けられておりますので、この賞の授与のために、石阪市長とともに出席したものでございます。

一昨年までは市展という名称だったものを、昨年、アートコンテスト町田市展と改名して、町田市の審査・公募制美術展としての特色を鮮明にしたことで、出品点数も来場者数も年々ふえているということに関係者の皆様からお聞きしました。

私は、授賞式の前に、展示室のほうで、出品された皆様のすばらしい作品を拝見させていただきましたが、絵画や陶芸、写真や手芸など、バラエティーに富んだ力作ぞろいの作品に感嘆いたしました。このような美術展は教育委員会が所管する生涯学習という分野にも大きく寄与するものと考えております。第26回というこの美術展の長い歴史の中ではさまざまなお苦勞があったと伺っておりますが、歴代の会員の皆様のご尽力に改めて敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

その他の主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

それでは次に、各委員の皆様からご報告をお願いいたします。

○後藤委員 私からは、8月19日の臨時会で、教育委員として小学校教科書採択に携わり、教科書の選定をさせていただきました。実際その教科書が来年の4月から使用され、子どもたちの学力向上、資質・能力の育成にいかにか寄与していくものになるかということに対して、選定した者としてすごく責任を感じているところであります。

これまでの教科書以上に、採択した教科書というのは、新学習指導要領の趣旨にのっとり、教科の内容だけにとどまらず、学び方がより鮮明にはっきりと打ち出されたものであります。これは今次の教育改革の中で、学び方までも明示した内容になっているからですけれども、当然これまで以上に各学校の先生方がその学び方を自身もちゃんと研修し、あるいは勉強して、その教科書を効果的に使えるような力をつけていくことが重要だというふうに感じているところです。

また、学校ではこれまでは、採択された教科書が、単独の教科それぞれをどう教えるかとか、いかに身につけさせるかという視点で使われることが多かったと思うのですけれども、教科間をまたがる力、教科等を横断的にカリキュラムマネジメントをするということ

も非常に重視されている今次の改訂なのです。それは、まず各学校が本年度の年間指導計画をどう立てられるかというところに大きな違いというか、これまでとの差異が明らかになっているというふうに感じているところです。今次の改訂の理念をどう具現化した教育課程を組むかということにその校長の力量が問われるというふうに私は思っているところです。

移行措置期間も残り6カ月、各学校の取り組み状況を一部聞いていますと、非常に計画的に研修あるいは準備を進めている学校もあります。まだ十分な準備が整っていない学校もあるようです。教育委員会としては教育課程の編成状況を指導・助言する立場にありますので、例年より早い段階からこの状況を見きわめながら、町田市の各学校が新教育課程に正対できた教育課程編成ができるように導いていただければと思っています。教科書を本当に効果的に使って授業が行われ、子どもたちの力が伸びたり、このような教科書での学び方をするによって町田の子どもたちが育ったという成果を期待してやみません。

以上です。

○森山委員 私も後藤委員から報告がありました8月19日の教育委員会第1回臨時会についてご報告させていただきたいと思います。

ご承知のとおり、教科書の採択というのは学校で使用する教科書を決定するということです。我々は非常に大きな役割というか重要な役目を持っているわけでございます。その中で、今回、町田市の場合は、小学校、中学校、特別支援学級についての選択をしたわけです。

先ほど後藤委員からもお話がありましたとおり、今回は新しい学習指導要領を踏まえて、学校で先生が児童・生徒とともに、一番力を発揮できるような、そういう教科書の選定をすることが我々の役割だったのではないかと思います。

開かれた採択ということが、最近特に重要なキーワードになっているわけですが、町田市の場合も、当然それにとって保護者あるいは市民の方に、開かれた採択をしっかりと実行していると思えました。そういう意味で、この後、各学校で子どもたちの学力がしっかりとつくようにこの教科書を使っていただければありがたいと思います。

以上です。

○八並委員 私からは2点ご報告したいと思います。

1点は、9月10日に行われました町田市立中学校PTA連合会交流会に出席してまいりました。

私も坂上委員も中学校PTA連合会にはかかわりがあったわけですが、私が活動いたしましたのは平成14年ぐらいから平成22年であります。その中で、この交流会というのは、中学校20校が集まりまして、それぞれの役職ごと、例えば普段ですと、会長会という、各校のPTA会長さんの集まりによる会議があります。そのほか、副会長さん、書記さん、会計さん、また広報委員、研修委員、卒業対策委員のような、それぞれの役職ごとに20校が集まりまして、それぞれの学校の抱えている問題あるいは疑問等、お互いの情報交換なりをする場でございます。

この交流会は平成24年ぐらいから始まったのではないかと思います。それ以前は平成13年ごろからPTA連合会による音楽交歓会という、各校のママさんコーラスですね、そのコーラスの発表会を10年ほど行ってまいりました。その交歓会も、本来ですと、20校の交流が目的ということで始まりましたが、やはり発表の場であるということで、お互いの交流というところまでなかなかいかない。各校のそれぞれの状況を目にするということではあったのですが、相互の交流会にするにはどのようにしたらいいのかということで、平成20年、21年、22年ぐらいにいろいろな方法を検討して行って、その間、交流会の形も変わり、現在の役職ごとの意見交換会という交流会になっております。中学校PTA連合会も60周年を迎えておりまして、その長い歴史の中で、こうやって各校が交流を持てる場があるということが、この連合会の活動の中で非常に大きな役割を示しているのではないかと思います。

もう1点は、14日に木曾中学校の道徳授業地区公開講座に出席してまいりました。木曾中学校は昨年度、道徳の研究発表会もいたしました。その研究発表のときにもすばらしい発表がされましたけれども、そのときにつくりました木曾中セブンという授業改革の中で、子どもたちが考える、議論する道徳を目指して授業展開をされております。生徒たちの少人数のグループディスカッション、あるいはクラス全体の意見の発表などで積極的に意見交換する姿を目にすることができました。

道徳の授業参観の後には、昨年度もご指導に当たられました東京女子体育大学の小林福太郎教授による講演があり、先生方、保護者、地域の方との意見交換会がございました。小林先生からは、話し合い活動を活発化させるための道徳授業の工夫ということでご講演があり、道徳の授業の意味合いについてお話がありました。人は立場が変わると、感じ方や行動が変わってしまう心の弱さや醜さがある。知・徳・体という生きる力では、知あるいは体は学力、体力ということで定着度が高いが、徳ということ、心については定着度が

大変低いので、道徳の授業というのは心のトレーニングとして大変必要であるということでした。

大人の価値を押しつけず、みずから考え、効果を性急に求めないけれども継続性、計画性を持って、道徳としての問題を考え続けることがとても重要であるということで、道徳の授業が「特別の教科 道徳」となっている特別というのは、そういう意味があるのだというお話がありました。また、多面的・多角的に考えることが大切ということで、立場が違ったらどうであろうか、また、教師の発問は生徒の自由な発言や本音を引き出すものであって、教師も一緒に考える時間になっているというお話がありました。

授業では、1年生は「イチロー選手の生き方」、2年生は「たすきとポンポン」、これは応援団長をやってみたいという少女の心の揺れ動きを書いたもの、3年生は「二通の手紙」、これは動物園の飼育員さんが、動物園の開園の時間を破ってまでも、ある子どもたちに動物園内を案内したことによって、2つの見方があるということ、どの授業も大変考えさせる授業でありました。私たち大人の中には、性別あるいは人種あるいは障害の有無、いろいろなところでちょっとしたフィルターがかかって物事を見てしまうという癖がまだまだ残っているように思います。こうした中、子どもたちとともに、大人である私たちも一緒に学んでいきたいと思う道徳地区公開講座でありました。

以上です。

○坂上委員 私からは1点ご報告させていただきます。

9月10日に、ひなた村で行われました中学校PTA連合会主催のPTA交流会に出席してまいりました。先ほど八並委員からもお話がありましたように、この交流会には私が現役のPTA時代から合わせますと、かれこれ7年連続で出席していることになるのですが、立場が変わった後半の4年間は、また違う視点で今のPTAの課題を見せていただくことができました。

午前中は各役職で10人ぐらいのグループになり、それぞれ自己紹介の後、意見交換をしました。私は校外・副会長さんのグループ、主に学校外での活動にかかわる副会長さんたちのグループに入れていただき、皆さんのお話を聞かせていただきました。

最初は校外・副会長さんたちの自己紹介から始まり、その後は司会の方からあらかじめ用意されていたPTA役員の数や組織について、役員選出の工夫や悩み、「二十祭まちだ」のお祝いボードは誰がつくっているかなど、それぞれ質問に皆さんが答えていく形で話が進みました。最初は皆さん遠慮しがちな様子でしたが、だんだんと場がなじみ、30分もす

ると、笑いも入り、とてもいい雰囲気の中、いろいろな話し合いができたのではないかと思います。とても大変だと思っていたことが、自分の学校だけではなく、ほかの学校でも抱えている課題であったり、こんな工夫をすると仕事がスムーズにできるというアイデアをもらったり、悩んでいたことをここで皆さんに話したことで気持ちが軽くなったなど、皆さんにとっても、とても有意義な時間になったことと思います。

いろいろと話が出た中でも、P T A役員選出の苦労はやはり何年たっても変わらず、今回もこの話題に一番熱が入りました。役員選出の方法は各校さまざまで、くじ引きなしにさっと決まるところもあれば、全員がくじ引きで、会長までくじ引きだったというところもあり、候補者の選出方法も、選出委員会があるところや、アンケートによる事前調査をかけるなど、皆さん本当にいろいろと苦労して毎年P T Aを決めているようです。継続してP T Aを続けてくれる人がなかなかなくて、毎年、全員が新しいメンバーになるところは、昔ながらのやり方やルールに疑問を持ちつつも、変え方がわからないまま、次につなぐだけで精いっぱいになり、今の時代に合ったやり方に見直したり、改革したりするのが難しいという学校も多かったようです。

年々やっていただける方が少なくなっている傾向にある中で、こうしてP T Aをやってくださる皆様には本当に感謝の気持ちしかありません。いろいろな意味で今後のP T Aのあり方を見直す時期に来ているのかもしれないと思いました。こうして顔を合わせて人と人とが言葉を交わす場が少なくなっている今の時代こそ、学校内はもちろん、今回のように他校の方とも顔を合わせ、話ができることも、P T Aをやらなければできなかった経験であるとプラスに捉え、今後の皆さんの活動に役に立ていただければと思います。私はこれからもP T Aの皆さんの活動を陰ながら応援していきたいと思っております。

私からは以上です。

○教育長 そのほかに、事務局も含めて報告はよろしいでしょうか。

○学校教育部長 私から、2019年第3回町田市議会定例会の学校教育部所管分についてご報告させていただきます。

第3回定例会は、一般質問が9月2日から6日までの5日間、文教社会常任委員会は9月13日と17日に開催されました。

初めに、一般質問は、学校教育部に対し、14人の議員から質問がありました。

その内容については、主に表題だけになりますが、教育現場のI C T化について、陰山メソッド導入の進捗について、「えいごのまちだ」事業の他自治体との差について、I C T



教育の他自治体との差について、町田市がコミュニティスクールに切りかえた理由について、「道路遊びの危険性について」の各学校での対応について、町田市立小・中学校のテナットの整備状況について、南町田のまちづくりに伴う小・中学校の教室不足について、教職員の負担軽減策を問う、夏休み明け児童・生徒への対策を問う、スクールロイヤーを導入し効果はあったのか、小・中学校体育館におけるLED化について、「SOGI（性的指向・性自認）による差別のない町田市を目指して」という表題で中学校の標準服見直しを求めるがどうか、「学校給食の地産地消の推進を求めて」という表題で学校給食における地産地消の現状を問う、地産地消のために小学校のような中学校全員給食を実施すべきだがどうか、小・中学校の組体操事故防止について、小・中学校の熱中症対策について、中学校の標準服・校則などのあり方について、小学校卒業式における女子児童の和服着用について、政府が推薦する北朝鮮の拉致アニメの小・中学校での上映実態は、子どものいじめや悩み相談窓口にアプリを活用してはどうか、がん教育について、町田市出身・在住のオリンピック・パラリンピアンへの育成支援について、このほかに、再質問で、子ども発達センターと教育センターの連携について、ユニバーサルデザインフォントについて、児童虐待の発生予防・早期発見について、それぞれ質問がありました。

次に、9月13日に行われました文教社会常任委員会では、2019年度の補正予算、また2018年度決算の認定、行政報告について、それぞれ審議していただきました。

初めに、補正予算は、国が2019年度予算において、就学援助費及び就学奨励費の入学準備金の単価を増額したため、これに準じて、町田市の入学準備金の単価の増額を計上いたしました。それぞれ1万円の増額で、既に今年入学準備金を交付している児童・生徒に対しましては、予算可決後になります。2019年、今年10月に支給する予定でございます。

次に、2018年度、昨年度の決算についてご審議をいただき、行政報告は、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の設置、及び、6月から7月にかけて実施いたしましたアンケートの調査結果について報告いたしました。

なお、補正予算と2018年度の決算の認定は、文教社会常任委員会では採択されましたが、この後、9月30日の本会議で採決が行われます。

報告は以上となります。

**○教育長** 今、北澤部長のほうから報告がありました一般質問の中で、コミュニティスクールへの移行についてという質問は取り下げられておりますので、訂正させていただきたいと思います。

○生涯学習部長 私からは、第3回市議会定例会の生涯学習部所管分の案件につきましてご報告いたします。

まず9月2日から6日にかけて行われた本会議の一般質問におきましては、2名の議員から質問がございました。

1件目は、図書館で購入している政党機関紙についての質問でした。どのような方針で購入する機関紙を選んでいるのか、また、中央館のみで購入する機関紙があるのはどういう理由かという趣旨の質問でした。

2件目は、幅広い層の市民にとって活用しやすい図書館にするためにどのようにすべきかという趣旨の質問でした。中高生やビジネスマンにとって活用しやすくするにはどうすればよいか、また、他の自治体との相互利用などについての質問でした。

一般質問については以上でございます。

次に、9月13日及び休日を挟んでの17日に開催されました文教社会常任委員会におきましては、補正予算、決算認定及び行政報告2件を行いました。

まず、補正予算は、前年度に東京都から受けた人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金のうち、ことぶき大学事業に対する補助金額が確定したことに伴う都への返還金でした。これについては特に質問はなく、可決すべきものとされました。

次に、平成30年度、2018年度決算認定のうち、生涯学習部所管分の審査を受けました。生涯学習総務課に関しては、生涯学習審議会での審議に関する質問や、考古資料室の事業についてなどの質問がありました。

生涯学習センターについては、保育室の利用率について、及び、家庭教育支援事業や学校開放などについての質問がありました。図書館については、今後の町田市立図書館のあり方見直し方針についての質問や、移動図書館の運用についてなどの質問がありました。文学館については、有料展についてなどの質問がありました。これらの質疑応答の後、決算は認定すべきものとされました。

最後に、行政報告は、自由民権資料館改修工事に伴う休館について、及び、図書館情報システム更改に伴う図書館の臨時休館について報告をいたしました。

なお、行政報告いたしましたこの2件につきましては、本日の教育委員会の中で後ほどご報告させていただきます。

第3回定例会の生涯学習部所管分の案件についてのご報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの皆様の報告につきまして、何かご質問などありましたらお願いいた

します。――よろしいですか。

それでは以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第23号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明を申し上げます。

**○生涯学習部長** 議案第23号「第4期町田市生涯学習審議会委員の委嘱及び解任について」、ご説明いたします。

本件は、町田市生涯学習審議会条例に基づき、第4期町田市生涯学習審議会委員を委嘱及び解任するものです。

なお、任期は2020年3月31日までです。

1枚おめくりください。選出区分「生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表」として推薦をいただいている町田市立図書館協議会から、委員の任期満了に伴う後任の推薦がありましたので、前任者を解任し、後任者を委嘱するものです。なお、裏面には、委員変更後の名簿を参考までに掲載しております。

ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○教育長** 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かご質問などございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第23号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

日程第3、協議事項に入ります。

協議事項(1)「地方自治法第180条の2の規定に基づく補助執行について」を協議いたします。本件は、お手元の資料のとおり、2019年9月4日付で町田市長から教育委員会宛てに協議があったものでございます。

詳細につきましては、担当者からご説明を申し上げます。

**○保健給食課担当課長** それでは、協議事項(1)「地方自治法第180条の2の規定に基づく補助執行について」、ご説明いたします。協議事項(1)の資料をご覧ください。

町田市では、2020年4月から町田市立小学校等の学校給食費の会計方式を現在の私会計

から公会計に移行し、給食費の徴収・滞納整理事務等を町田市の事務といたします。

本件は、この給食費の徴収・滞納整理事務等について、教育委員会の職員に補助執行させることについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議をお願いするものでございます。補足になりますが、ここで言う補助執行とは、市長に権限を残したまま教育委員会職員に事務を執行させるというものになります。

1 「補助執行事務の内容」は、町田市立の小学校及び町田市立武蔵岡中学校の学校給食費等に関することとございます。

2 「補助執行させる事務の担当課」は学校教育部保健給食課。

3、補助執行の「実施時期」は2020年4月1日とございます。

現在、教育委員会職員の補助執行の事務につきましては、契約に関することや予算に関することなどがございまして、契約の取り交わしや支払いの処理などを市長名で行っているところです。公会計化後は、学校給食費にかかわる事務を市長名で行ってまいります。学校給食費に関することを補助執行させることで、保護者との契約行為に当たる給食申込書や給食費の予算執行を初め、給食費の納入通知書、未納者に対する督促状、催告状、裁判上の手続など、各種手続や通知を市長名で統一して行うことが可能となります。

説明は以上です。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。

これより協議に入ります。ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

○八並委員 公会計化に伴い、今までの具体的な手続、例えば保護者の方が目にするような給食費の請求ですとか、督促などについて、具体的には、今まではこうだったけれども、今度は市長名になるということなのではないでしょうか。少し詳しく説明をいただければと思います。

○保健給食課担当課長 今ご質問にありました件ですけれども、今までは各学校ごとに給食費の徴収・管理を行う私会計という形で、学校長から請求ですとか督促等を行ってまいりました。これを2020年4月から町田市の公会計とすることによって、今後につきましては、そういった通知、納入通知書、督促状については、市長名で通知をしていくというように変わってまいります。

○八並委員 このように公会計化に伴い、学校の負担が減ることになってくると思いますので、非常によいことなのではないかと思えます。

○教育長 そのほかにいかがでしょうか。――よろしいですか。

それでは、お諮りしたいと思います。町田市長から協議がありました地方自治法第180条の2の規定に基づく補助執行については、依頼内容のとおりで差し支えないということで回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、その旨を文書で私から市長へ回答させていただきたいと思います。

以上で協議事項を終了いたします。

次に、日程第4、報告事項に入ります。

本日の報告事項は11件ございます。

まず、報告事項(1)について、担当者から報告をさせていただきます。

○教育総務課担当課長 それでは、適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果と、8月27日に開催しました第1回町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の開催結果について、ご報告します。

まず、1「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果について」、ご報告いたします。1の(1)をご覧ください。

調査対象ですが、本調査は、児童・生徒の保護者、教員、市民と、対象を3つに区分して調査をいたしました。児童・生徒の保護者は、市立小・中学校の小学校6年生、中学校3年生の1学級と特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者にお聞きしました。教員は、校長、副校長、小学校6年、中学校3年の学年主任、特別支援学級担当教員にお聞きしました。市民は、20歳以上の市民から無作為抽出で対象者を抽出してお聞きしています。

調査の回答率ですが、回答者数欄にございますとおり、児童・生徒の保護者が78.5%、教員が83.4%、一般の市民の方は38.6%でした。

次に、「アンケート調査結果(要旨)」についてご説明いたします。1の(2)をご覧ください。

今回の報告では、審議会への諮問事項である適正規模・適正配置の基本的な考え方に関する設問及び学校統廃合を含めた通学区域の見直しに関する設問についてご報告いたします。

表の一番左には設問内容を掲載し、その設問に対する回答者と、回答者ごとの回答の傾向を順位づけしております。この順位は、各設問の選択肢において「そう思う」、「少し思

う」と回答いただいた回答者の割合を合計して順位づけしております。

次に、回答の傾向をご説明いたします。上から見ますと、「1学年あたりの望ましい学級数」という設問については、小学校では3学級と答えた保護者の方が65%、教員78.2%で1位に。以下、2学級、4学級と続いています。中学校では、4学級と答えた保護者の方が30.7%、教員が66.1%で1位に。以下、5学級、3学級となっています。

次に、「許容できる片道の通学時間」という設問については、小学校、中学校の保護者、教員、いずれも30分程度という回答が1位、以下、15分程度、45分程度と続きますが、小学校の場合は、1位と2位の差がほとんどないことがわかります。

次に、「学校施設の建て替え（改築）の考え方」という設問については、保護者、教員、市民の全ての対象区分で、1位は「地域ごとに建て替える学校を決めて、重点的に投資して建て替える」となっています。保護者と市民では、「建て替えは行わず、市民の負担が増えない範囲で、改修できる箇所だけ改修する」が2位になっており、教員では、「市民の負担が増えても、すべての学校を建て替える」が2位になっています。

自由記述でご意見をいただいた「学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえで、必要な配慮は何だと思えますか」という設問に対しては、保護者、教員、市民を合わせて1,620件と多数のご意見をお寄せいただきました。ご意見としては、保護者、教員、市民、全ての区分で、通学時の安全確保に関することが最も多く寄せられています。全ての調査結果及び自由記述の内容については、お配りしている報告書に掲載しております。

続きまして、第1回審議会の開催結果をご報告いたしますので、2の（1）をご覧ください。

第1回審議会では、教育委員会から審議会に対して、町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について諮問いたしました。諮問事項の内容については、教育委員会第5回定例会で協議した内容で変更ございません。

次に、審議内容をご報告いたします。2の（2）をご覧ください。

1つ目は、「1998年の答申内容及びその後の環境変化の確認」でございます。

審議会からの求めに応じて、事務局から資料に掲載しているア、イ、ウとありますが、この内容について説明し、内容をご確認いただきました。

2つ目は、適正規模・適正配置に関する「現状と課題の意見交換」でございます。事務局からの説明後、審議会の委員同士で、適正規模・適正配置に関する現状と課題について、審議会委員それぞれの立場で問題意識や考え方について意見交換を行いました。

その結果ですが、アの「アンケート調査結果を尊重した議論を行うこと」、イの「将来にわたって子どもたちの教育環境を充実させるために、学校統廃合の議論が必要であること」という2点について、審議会の委員の認識が一致していることを確認しております。

第1回審議会の開催結果は以上でございます。

報告は以上となります。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かご質問などございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（2）について、担当者からご報告いたします。

○**指導室長（兼）指導課長** 報告事項（2）「2019年度町田市教育講演会（東京都教育の日関連事業）について」、ご報告いたします。

1「目的」、2「主催」につきましては記載のとおりでございます。

今年度の「日時」でございますが、10月26日（土）10時から12時でございます。

「会場」につきましては、町田第一小学校の体育館及び各教室を使います。

「対象」は、保護者、学校支援地域理事、市民、小・中学校の教員などでございます。

今年度の「内容」につきましては、7の（1）にありますように、「ICTを活用した教育」、「えいごのまちだ」事業について、今、教育委員会で取り組んでいることについて報告をさせていただきます。

その後、参観者に模擬授業を体験していただく。参観された方々が児童・生徒になりまして、当日、ICTを活用した授業、また小学校外国語活動の授業を教員が行います。そこで体験をしていただくということです。

8「周知方法」につきましては、定例校長会での説明、小・中学校の保護者へのチラシの配布、ホームページへの掲載、また生涯学習部のお力をおかりしまして、市内公共図書館等でのポスター掲示、チラシの設置ということで周知を図ってまいります。

報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（3）について、担当者からご報告をいたします。

○**指導室長（兼）指導課長** 報告事項（3）「『町田市立小中学校の教育職員の勤務時間の

上限に関する方針』の策定について」であります。

1 「趣旨」、2 段落目をご覧ください。

町田市では、2018年1月に独自の教員勤務実態調査を実施しました。「時間外在校等時間数」とは、在校等時間の総時間から正規の勤務時間の総時間を引いた時間になりますが、調査では、1カ月当たりの時間外在校等時間数が、過労死ラインとされている80時間を超える教員が23%を占めており、その後の調査においても同様の結果となっております。このことは日々の教育活動の質にかかわる重大な課題であると捉えており、本年2月には町田市立小・中学校における働き方改革プランを策定し、4月から実施をしているところでございます。

そのような中、文部科学省は、中央教育審議会での審議を踏まえ、2019年1月に、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、服務監督権者である各教育委員会に対して、ガイドラインを参考に、所管内の公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めがありました。

そこで、本市におきましても、「町田市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、小・中学校における教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務も含めて、勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めることにいたしましたので、ご報告するものでございます。参考資料をご覧ください。

国のガイドラインに基づき、東京都は都立学校に勤務する教員に対して方針を定めておりますので、本市と比較できるように方針を表にしてあります。

まず左側、「対象者」につきましては、教育職員となり、事務職員や栄養職員は含まれておりません。

次に、「時間の考え方」についてでございますが、在校等時間として勤務している時間となります。しかし、休憩時間や学校にいながらも、勤務時間外に自発的に自己研さん等をしている時間は除くということでございます。

次に、「時間の目安」の欄でございます。こちらは時間外在校等時間数となりますが、1カ月に45時間を超えないようにすること、また、1年につき360時間を超えないようにすることとしております。

ここまでは町田市も国や東京都と同様でございますが、「特例的な取扱い」につきましては、国や東京都と一部異なっております。「特例的な取扱い」とは、時間の目安を原則とし



つつ、児童・生徒等に係る臨時的な特別の事情、例えば緊急に保護者面談をしなければならないとか、家庭訪問をしなければならない等により、勤務せざるを得ない場合となります。

アにつきましては、1年間の時間外在校等時間数が720時間を超えないようにするとともに、時間外在校等時間数が45時間を超える月を1年に6月までとすることであり、これは国や東京都と町田市も変わりはありません。

イにつきましては、国や東京都は、1カ月の在校等時間数が100時間未満であるとともに、連続する複数月、例えば2カ月や4カ月、6カ月などのそれぞれの期間について、各月の時間外在校等時間数の1カ月当たりの平均が80時間を超えないようにすることと定めております。

町田市におきましては、2018年度第11回教育委員会定例会でご報告いたしました町田市立小・中学校における働き方改革プランにおいて、時間外在校等時間数が月80時間以上の教員の割合を0%にすることを成果指標として掲げていますから、イにありますように、1カ月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が80時間未満とすることと定めております。

5「労働法制の遵守及び教育職員の健康等確保」についてご覧ください。先ほどお話ししたことはその前のページまでを表にまとめたものでありますので、以後はこちらをご覧ください。

教育委員会と校長は、休憩時間や休日の確保等、労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日について、まとまった日数を連続して取得することを含めて、健康確保に向けた取り組みを促進してまいります。また、教育職員の健康等を確保するため、校長は、在校等時間が一定時間を超えた教育職員への管理職等による面談等を実施するように努めるとともに、必要に応じて産業医等による助言・指導を受け、また、教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意してまいります。

最後に、6でございますが、この方針の実施に当たり、教育委員会と校長は、市立小・中学校における働き方改革の取り組みを一層促進し、教育の質の維持・向上を図るとともに、保護者を含めて社会全体が本方針等の内容を理解できるよう、今後も広く情報発信に努めていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○教育長 報告は終わりましたが、ただいまの報告につきまして、何かございましたらお

願いたします。

○八並委員 先生方の働き方の改革というのは、子どもたちが相手のために非常に難しいところもあると思います。このような策定をしたのが実態にちゃんとよい影響を与えるかどうかということと、小学校、中学校では、先生方の働き方にも違いがあると思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○指導室長（兼）指導課長 2点ご質問をいただきました。

1点目、実態への影響ということでございますが、先ほどお話をさせていただいたとおり、昨年度の勤務実態調査においては、1週間、連続7日間を2回ほど調査をしたのですが、おおよそ23%、働き方改革プランのほうではもう少し高く、24%ということを出しておりますが、それだけ80時間を超える教員がいたという現状がございました。

今年度4月から出退勤管理システムを各校に導入し、今統計をとっている状況でございます。この中で、現状として、速報値であります。4月から7月までの平均としまして、80時間を超える教員の割合が、小・中学校を合わせて5.6%という状況でございます。働き方改革プランを着実に進めていくという中で、教員のタイムマネジメント能力も高まってきている部分があるのではないかと考えております。また学校のほうでも、管理職が教員の労働状況に気をつけながら、取り組んでいるというように捉えております。ですので、これを進めていくことで、80時間以上の教員を0%にするという取り組みを推進していきたいと考えております。

一方、小・中学校の違いについてでございますが、小・中学校の大きな違いは部活動の有無でございます。部活動があるということは、中学校の教員は、授業が終わり、会議等が終わり、そこから部活動の指導をして、自分の授業の準備をする。また、土曜日、日曜日にも部活動を行うといったところで、時間外在校等時間数がふえていくという状況はございます。

この4月からも、80時間を超える教員の割合は、小学校よりも中学校のほうが高いという状況でございます。これにつきましては、部活動ガイドラインを策定し、今後取り組みを進め、さらに部活動指導員も、今年度は30人ということで、現在既に30人以上が部活動指導員になっているという状況もございます。この取り組みをさらに進めていき、中学校の教員の労働環境の改善を図っていきたいと考えています。

○教育長 そのほかに何かございますでしょうか。

○森山委員 今の説明で非常によくわかりました。我が国というか、これは国全体のこと

でしょうけれども、学校において、ご承知のとおり教師の働き方改革・負担軽減というのは緊急の提言がなされているわけです。その中で、町田市の場合は、先ほどご説明いただきましたけれども、町田市独自に教員の勤務実態調査を実施しているということです。町田市の教師の多忙化の実態を踏まえて、今回、「町田市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定めたということで、町田市の学校の教職員に非常に適応した方針ではないかと思えます。

特に先ほど説明いただきましたけれども、負担軽減策ということをどう捉えるかということ。これは学校の組織運営の効率化を図る。タイムマネジメントという言葉をお使いになられましたけれども、やはりタイムマネジメントの浸透をどう図るかというところがポイントになろうかと思えます。そういう意味では、この方針を実際にそれぞれの教職員がどのように自覚するというか、この方針を浸透させるための方策といえますか、どのような形で図っていくのかということについても、今後ぜひご対応いただければありがたいと思えます。

また、多忙化の内在的な要因というのでしょうか、学校種とか、学校の規模とか、そういうところにおいても、恐らく大きな変化があろうかとも思えます。そのあたりの詳細なデータをもとに、方針がしっかりとしたものことができましたので、これをそれぞれの教員に浸透させていかないといけない。そここのところの材料をぜひご検討いただければありがたいと思えます。

**○教育長** そのほかに何かご意見ございますか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（４）について、担当者から報告をいたします。

**○生涯学習部次長（兼）生涯学習総務課長** それでは、報告事項（４）「自由民権資料館改修工事に伴う休館について」、ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。

自由民権資料館では、老朽化対策として11月から改修工事を予定しております。工事に伴いまして、一部施設の使用ができなくなることから、休館させていただくとともに、展示や史料閲覧、講座など資料館における事業を休止させていただきます。

なお、工事は、屋根や外壁改修などの施設改修工事、照明改修や受変電設備更新などの電気設備工事、空調及び衛生設備更新などの機械設備工事でございます。

足場の設置は11月からを予定しておりますが、この時点では施設の利用に影響がないことから、休館期間は2019年12月9日から2020年3月31日までといたします。

ただいま申し上げたとおり、休館期間は約4カ月と長期にわたります。その間の対応としまして、市庁舎イベントスタジオや図書館での出張展示を実施するほか、「町田の歴史を歩く」と題し、野外での勉強会も予定しております。また、今年度から構築を開始するデジタルミュージアムの歴史史料について作成を進めてまいります。

休館及び休館中の主な対応につきましては、「広報まちだ」、町田市ホームページ、館内掲示、ツイッターなどを活用し、周知してまいります。

報告は以上でございます。

○**教育長** 報告は終わりました。ただいまの報告につきまして、何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（5）について、担当者からご報告をいたします。

○**生涯学習センター長** 報告事項（5）『『平和祈念事業』の実施報告について』でございます。資料をご覧ください。

この事業は公民館当時の1985年より実施している歴史ある事業ですが、今年度は7月20日（日）と8月3日（日）にプレイベントを行い、8月5日（月）から9日（金）までの5日間、メインイベントを行いました。

そして、今回は、生涯学習センターと、ヒロシマ「 」継ぐ展実行委員会という団体との共催事業として開催いたしました。プレイベント、メインイベントを合わせた延べ参加者数は、昨年度より787人多い2,286人でした。

1 ページ目の中段から2 ページ目にかけて、イベントごとの来場者数と会場の様子を掲載しております。プレイベントとして、講演会とゴスペルコンサート、メインイベントとしては、被爆体験者から話を伺う催し、戦時資料や戦時体験を記したはがきの展示のほか、平和をモチーフにしたキャンドルづくりや将棋教室、アニメの上映や、平和をテーマにした自由研究サポートなど、お子さんも参加できるイベントを数多く行いました。

2 ページ下段には、今回共催という新たな試みで開催したことによる成果を記載しております。内容を充実し、イベントの数をふやせたことで、6階と7階をフルに活用でき、あわせて、スタンプラリーの実施等により、来場者の回遊性を高める工夫ができたこと、共催団体によるSNSの活用や働きかけもあり、マスコミに例年より多く取り上げてもらえたこと、こうした効果から、例年より来場者数がふえ、平和のとうとき、人と人をつなぐきずなの大切さをより多くの方に実感していただくことができました。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（6）について、担当者からご報告をいたします。

○図書館担当課長 報告事項（6）『第四次町田市子ども読書活動推進計画（案）』市民意見募集の実施について、報告いたします。

町田市子ども読書活動推進計画は、現在第三次計画の計画期間中でございます。この第三次計画が本年度までとなっておりますので、続く2020年4月からの5年間を計画期間とする第四次計画について検討を進めてまいりました。このたび計画案がまとまりましたので、市民の皆様の意向を反映した計画とするため、意見募集するものでございます。

2枚めくっていただいて、概要版をご覧くださいと思います。スマートフォンやSNSの低年齢層への普及などによりまして、子どもの読書離れが懸念されております中、地道で継続的な取り組みが重要であることから、第三次計画をほぼ継承することとして策定を進めてまいりました。よって、概要版の2に掲げております「自ら進んで本を読む子を育てる」という基本理念と3つの基本目標は、第三次計画を継続しております。

4「取組内容」をご覧ください。3つの基本目標ごとに主な取り組みを示しております。こちら第三次計画を継続した取り組みがほとんどではございますが、新しい取り組みといたしまして、基本目標2の1つ目、「えいごのまちだ」事業推進のために、図書館の英語の児童書を充実させることや、読むことに障害のある子どものための資料の充実を掲げております。また、基本目標2の最後、「本と出会う場所マップ」の公開も第四次計画での新しい取り組みの1つとなっております。

また1枚目に戻っていただきまして、意見募集の内容ですが、意見募集の実施期間は10月1日から31日までの1カ月間となっております。10月1日号の「広報まちだ」に掲載するほか、図書館ホームページにて周知いたします。

ご意見をいただく配布資料は、添付資料のお知らせ文と先ほどの概要版、あと、資料としては添付してはおりませんが、意見記入用紙と返信用封筒となっております。これらの資料につきましては、図書館ホームページに掲載するほか、記載しております市の施設34カ所で入手いただくことができます。なお、概要版ではございません計画案の本編冊子につきましても、ホームページと34カ所の施設で閲覧いただくことができます。

意見募集の結果につきましては、いただいたご意見とそれに対する市の考え方などを集約した上で、12月中旬に図書館ホームページと計画案の配布場所にて公表する予定でございます。

報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かございますでしょうか。

○**八並委員** 子どもたちの教育の中で、読書というのは非常に大きな役割を占めていると思います。教育プランの教育目標にもありますように、「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」ということで、読書による学びの充実ということには非常に大きな期待を寄せるところであります。この活動推進計画に基づき、よりよい読書体験ができるようになることを願っております。

○**教育長** そのほかに何かございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（7）について、担当者からご報告いたします。

○**図書館副館長** 報告事項（7）「図書館情報システムの更改に伴う図書館の臨時休館について」、ご報告いたします。

図書館は、図書館情報システムのバージョンアップ、業務用端末等の入れかえ、ホームページのリニューアルを行います。それに伴い、移動図書館を含む図書館全館を休館し、図書館インターネットを休止いたします。

1 「休館及び休止期間」についてです。図書館の休館は、中央図書館が2019年12月26日から2020年1月6日となっております。中央図書館を除く地域図書館の全館及び移動図書館の休館は、12月25日から1月6日でございます。参考までに、図書館の通常の年末年始の休館期間は、12月29日から1月4日となっております。その他、記載してございます施設の予約資料受け渡し等の休止期間は12月25日から1月6日、図書館インターネットの休止については12月26日から1月6日となっております。

このことについての周知方法ですが、11月15日から休館についての情報提供を開始いたします。「広報まちだ」、ホームページ、ツイッター、その他、相互利用協定市への案内を予定しております。

報告は以上です。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（８）について、担当者から報告をさせていただきます。

**○図書館市民文学館担当課長（町田市民文学館長）** それでは、報告事項（８）『白洲正子のライフスタイル—暮らしの遊（すさ）び』展の開催について、ご報告いたします。

町田市民文学館ことばらんどでは、秋の展覧会として白洲正子のライフスタイル展を開催いたします。なお、白洲正子の展覧会につきましては、2010年秋に生誕100年ということで、一回、展覧会を開催させていただいております。

開催期間につきましては、10月19日（土）から12月22日（日）の56日間を予定しております。

今回は、有料の展覧会となります。入場料は、一般の方が400円、大学生と65歳以上の方は200円、高校生以下は無料となっております。なお、今回、町田市立国際版画美術館と共通の割引制度を2点入れております。版画美術館のほうでは、この間、浮世絵の美人画の時代展を行っておりまして、その縁から、着物を着て来た方の割引というのをそれぞれの館で行う予定です。あと、町田市立国際版画美術館との相互割引ということで、例えば版画美術館で観覧された方の半券を持ってきていただければ、文学館のほうを割引させていただきます、逆も同じことをやろうと考えております。

開催の趣旨でございます。2020年に開催される東京オリンピックへの機運が高まる中、日本の文化を見直すきっかけを提示することを目的といたしまして、町田市の名誉市民であり、「美の目利き」、「美の求道者」と呼ばれた白洲正子の展覧会を実施いたします。

今回の展覧会では、正子のライフスタイルというものに注目させていただきまして、彼女の審美眼にかなった品々を、暮らし、おしゃれ、たしなみ、ライフワークといったテーマに分けて紹介させていただきます。また、夫である次郎の足跡を振り返るとともに、正子から見た次郎の素顔、妻から見た夫の素顔ということにも迫ろうと考えております。

展示の構成は5章立てとなっております。

関連の事業といたしましては、3つの対談と講演会を1つ、あと朗読会とか、文学散歩を予定しております。あと、町田市観光コンベンション協会とのコラボを考えておりまして、武相荘とことばらんどをそれぞれ見学するツアーとか、着物に着がえていただいて、展覧会を見ていただいて、ギャラリートークを行うような企画を考えてございます。

報告は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、何かございますでしょうか。——よろしいです

か。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（9）について、担当者からご報告いたします。

**○教育センター統括指導主事（教育センター担当課長）** 報告事項（9）「自閉症・情緒障がい特別支援学級の新規設置について」、ご報告いたします。資料をご確認ください。

2019年2月策定の町田市教育プラン2019－2023に基づき、2020年4月から、鶴川地区に特別支援学級を新設することになりましたので、ご報告いたします。

「新設する学校及び学級種別について」でございますが、鶴川第四小学校に自閉症・情緒障がい特別学級を開設いたします。小学校の自閉症・情緒障がい学級については、現在4校に設置してございますが、これまで保護者等からも自閉症・情緒障がい学級の増設要望が上がっており、新設について検討を進めてきました。この自閉症・情緒障がい学級を鶴川第四小学校に新設することによって、指導対象となる児童の教育環境の充実及び教育的効果の向上が図られるものと考えております。

報告は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告について、何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（10）について、担当者からご報告をいたします。

**○教育センター所長** 私のほうからは、報告事項（10）「いじめ匿名連絡サイト『スクールサイン』の導入について」、ご報告いたします。

初めに「主旨」でございます。近年、児童・生徒の総数は減少傾向に転じておりますが、一方、不登校の人数は増加傾向にございます。不登校にはさまざまな要因がございますが、友人とのトラブルも大きな要因の1つとなっております。町田市教育委員会では、全ての学校で毎月「心のアンケート」を実施し、児童・生徒の悩みを酌み取る取り組みを行っておりますが、これに加えまして、インターネットを通じて人間関係やいじめトラブルを連絡できるシステム「スクールサイン」を導入いたします。

「対象者」です。本システムの対象者は、町田市立小・中学校の全ての児童・生徒となっております。

「システムの利用方法」です。児童・生徒がスマートフォンやパソコンなどから「スクールサイン」にアクセスし、所定事項を入力し、送信する形となります。送信された内容



につきましては、「スクールサイン」オペレータが24時間受け付けし、通報内容から個人が特定できるケースにつきましては、1営業日以内に町田市教育委員会に報告されます。

システムの「周知方法」ですが、本システム導入については、定例校長会、副校長会で報告すると同時に、児童・生徒全員に案内チラシを配布いたします。チラシの中には「スクールサイン」に即時にアクセスできるQRコードを掲載し、入力の手間とならないよう配慮を行います。

なお、「システム導入時期」ですが、2019年11月を予定しております。

報告は以上になります。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○**八並委員** 子どもたちの心の声を聞くもう1つの手段ということで、いろいろな手段があって子どもたちの成長を助けられるといいなと思います。

お伺いしたいのですが、このようなシステムは他の自治体でもあるのでしょうか。

○**教育センター所長** 町田市でこのたび導入を予定しております「スクールサイン」につきましては、他自治体としましては、熊本県、埼玉県、また東京都では練馬区のほうで導入事例がございます。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。——よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（11）について、担当者からご報告をいたします。

○**施設課長** 報告事項（11）「台風15号による学校施設の被害状況について」、ご報告いたします。

2019年9月8日の夜から9日にかけて台風が上陸しました。その台風によりまして、町田市の学校施設に被害がございましたので、ご報告をいたします。

1 「台風被害が発生した学校数」につきましては、小中合わせて32校です。

2 「台風被害の内訳」ですが、倒木・傾き12校、枝折れ8校、雨漏り16校、施設損傷が21校でございました。

3 「主な被害状況」でございます。南第三小学校が写真1、鶴川第二小学校が写真2、鶴川第四小学校が写真3になりますが、桜やヒマラヤ杉が倒木し、ネットフェンス、または校舎のサッシ、ガラス等が破損しております。写真4は南成瀬中学校で、プールの管理棟の鉄板の屋根がめくれております。写真5は忠生中学校で、校地の南東側のネットフェンスが傾いております。

4「対応状況」につきましては、被害の状況によりまして、造園業者または建築業者等に手配を行い、倒木の処理やネットフェンスの撤去を実施し、安全を確保いたしました。今後も倒木の可能性のある樹木等については撤去をまいります。

基本的な考え方としましては、学校には樹齢50年を超える桜などがございます。大きく成長しているのと、本数も多いです。今回の台風の被害からわかるように、やはり倒木とか枝折れの危険性が高い状況です。桜の木などについては、地域の保存会が管理をしていたり、地域からの反対が遭って、なかなか切れないということもございましたけれども、やはり危険を回避するという意味で、今後は財源確保をして、安全確保の観点から伐採等も考えていきたいと考えております。

5「その他」、学校の授業の対応状況でございますが、平常どおり授業を行った学校が6校、休校が1校、始業時間の繰り下げが54校、当初から代休をしていた学校が1校になります。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、何かご質問などございましたらお願いいたします。

○**八並委員** 大変大きな被害があつて、千葉県などではまだ被害の真ただ中にいらっしゃる方も多いと伺っております。

今回の施設の状況ですけれども、例えば雨漏りなどにつきましては、この台風での被害なのか、それとも以前からも雨漏りがあつてというような状況なのかということはわかりますでしょうか。

○**施設課長** 雨漏りにつきましては適時改修をしてきております。大きくは中規模改修とかで屋上防水をしているところと、予算が確保できないところから、それぞれ個別に出た雨漏りについては対応してきているところでございます。ただ、なかなか規模が大きくて、いろいろなところがありますので、その部分はとまるのですけれども、その先その先というところが少しございます。今回、暴風雨と大雨だったものですから、ふだんよりは多く雨漏りが出たのかなと思っております。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。

○**生涯学習部次長（兼）生涯学習総務課長** それでは、生涯学習部の所管施設についての被害状況についても、あわせて報告をさせていただきます。資料のほうはございません。口頭での報告となります。

まず、図書館では、さるびあ図書館、鶴川駅前図書館、堺図書館の3館で雨漏りという

状況でございます。対応につきましては、雑巾などで拭き取るなどいたしまして、本への影響はなかったということでございます。その他の施設につきましては、被害は特にはございませんでした。

次に、文化財関連施設の被害状況でございます。台風の翌日、職員が巡視をして確認をしたところ、白洲次郎・正子旧宅におきましては、竹林の竹が倒れている状況を発見いたしまして、翌日には片づけということで対応いたしました。

また、民有文化財ではございますが、東京都指定史跡青木家屋敷におきまして、母屋ではございませんが、附属屋の壁が風で飛んだという報告がありまして、職員が確認に出しております。そういった中で、この件につきましては東京都の史跡でございますので、現在史跡担当者と調整の上、今後また対応していくことになります。

報告は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

予定された本日の議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様あるいは事務局から何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

以上で町田市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 17 分閉会